

証券コード：2760

平成18年6月5日

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区東方町1番地

東京エレクトロン デバイス株式会社

取締役社長 砂 川 俊 昭

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成18年6月20日（火曜日）までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル 南館2階 「チャーチル」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
1. 第21期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第21期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 会社分割契約書承認の件
第4号議案 取締役7名選任の件
第5号議案 会計監査人1名選任の件
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
(<http://www.teldevice.co.jp>)
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添 付 書 類

営 業 報 告 書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

1. 営 業 の 概 況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の高騰化など一部に不安要素を抱えながらも、企業収益は改善し、設備投資は増加いたしました。また、好調な企業業績を背景に、雇用情勢に明るさが見られ、個人所得が増加したことから、個人消費も緩やかではありますが増加するなど、景気は回復基調となりました。

当社グループの参画いたしておりますエレクトロニクス業界におきましては、設備投資の増加や個人消費の増加を背景に、パソコンに対する需要が堅調でありました。また、携帯電話に対する需要につきましても、電子決済などのサービスや機能面が充実してきたこともあり、堅調に推移いたしました。一方、DVDレコーダーや薄型テレビ（PDP・液晶）などのデジタル家電分野につきましましては、需要は旺盛であったものの、競争激化による製品価格の下落が続き、収益面において厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは新規顧客の開拓に努め、カスタムICや汎用IC（アナログIC）など、高度な技術サポートを要する高付加価値商品の販売に注力して参りました。また、半導体の設計受託業務の拡大を図り、自社ブランド商品「インレビウム」のマーケティングを推進するなど、開発ビジネスの強化に努めるとともに、当期より営業を開始した香港現地法人の立ち上げに注力するなど、顧客に密着した販売体制の構築に努めて参りました。

当期の業績につきましては、売上高は上期と比較して下期増加したものの、収益面では円安の進行によるコストアップの影響を受けました。この結果、連結売上高は882億9千万円、連結経常利益は26億3千万円、連結当期純利益は15億3千7百万円となりました。

なお、当期より連結計算書類を作成しているため、前期との比較は行っておりません。

当期の連結売上高の品目別の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第21期 (平成18年3月期)	
	売上高	構成比(%)
半 導 体 製 品	78,235	88.6
ボ ー ド 製 品	4,171	4.7
ソ フ ト ウ ェ ア	3,148	3.6
一 般 電 子 部 品	2,734	3.1
合 計	88,290	100.0

【半導体製品】

設備投資の増加を背景にしてFA関連装置向けや携帯電話基地局向けが堅調であり、また、個人消費の増加を背景にして薄型テレビ（PDP・液晶）向けやカーナビゲーションシステム向けが堅調であったことから、携帯電話端末向け専用ICの落ち込みを補い、当期の連結売上高は、782億3千5百万円となりました。

【ボード製品】

PCマザーボードなどFA関連装置向けなどの拡販に努めましたが、通信機器向け音声処理ボードが低調であったことなどから、当期の連結売上高は、41億7千1百万円となりました。

【ソフトウェア】

企業収益の改善を背景にIT投資が増加したことから、POS端末を中心とした組み込みシステム機器向けOSなどが堅調であり、当期の連結売上高は31億4千8百万円となりました。

【一般電子部品】

スイッチング電源、液晶ディスプレイ、パネルPCなどを中心に拡販に努めましたが、デジタルビデオカメラ用液晶モニターの落ち込みがあったことから、当期の連結売上高は、27億3千4百万円となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期における連結の設備投資総額は1億1百万円であり、その主なものは半導体集積回路用マスク（回路原版）の取得であります。

当期中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充当しております。

(3) 企業集団の資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループが参画しておりますエレクトロニクス業界は、技術革新による新しい商品の開発や新たなビジネスモデルの創出が繰り返され、常に激しい競争と変化にさらされております。当社グループの顧客であるエレクトロニクスメーカー及び仕入先である半導体メーカーは、グローバルな競争や変化に対応すべく、事業再編や提携、海外進出などの様々な動きを加速させております。このような状況におきまして、半導体商社に期待される役割や機能は従来にも増して広がってきており、競争も今後一層厳しくなるものと予想されます。

当社グループといたしましては、半導体商社としてビジネスをより成長させ、さらに収益性を高めていきたいと考えております。当社グループが成長していくためには、新規商品の開拓に努めるとともに、高付加価値商品の販売に注力し、技術サポートを徹底して、顧客並びに仕入先から信頼される「No.1技術商社」を志向して参ります。また、収益性向上のためには、差別化できる自社ブランド商品の開発が課題であり、その実現のため自社ブランド商品のマーケティングのさらなる強化に努めるとともに、カスタムICを中心とする設計受託業務などの開発ビジネスの強化に努めて参ります。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第18期 平成15年3月期	第19期 平成16年3月期	第20期 平成17年3月期	第21期（当期） 平成18年3月期
売 上 高（千円）	—	—	—	88,290,003
経 常 利 益（千円）	—	—	—	2,630,550
当 期 純 利 益（千円）	—	—	—	1,537,284
1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	16,525.92
総 資 産（千円）	—	—	—	37,088,968
純 資 産（千円）	—	—	—	15,160,544

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第18期 平成15年3月期	第19期 平成16年3月期	第20期 平成17年3月期	第21期（当期） 平成18年3月期
売 上 高（千円）	78,811,874	85,738,254	88,079,831	87,456,519
経 常 利 益（千円）	2,574,770	2,952,191	2,820,262	2,637,917
当 期 純 利 益（千円）	1,423,731	1,680,629	1,916,947	1,541,611
1株当たり当期純利益（円）	84,950.33	35,991.94	20,597.25	16,572.95
総 資 産（千円）	35,041,402	37,424,231	35,988,496	36,477,256
純 資 産（千円）	11,603,960	12,775,089	14,216,236	15,183,848

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。なお、第19期及び第20期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第18期は、半導体電子部品市況が本格的な回復には至らない厳しい状況の中、PLDを主力とするカスタムICなど技術サポートを要する高付加価値商品の拡販に努めたことなどにより、売上高及び経常利益は増加いたしました。
3. 第19期は、デジタルカメラ、DVDレコーダー、薄型テレビ（PDP・液晶）などのデジタル家電に対する需要が旺盛であったことなどにより、増収増益となりました。
4. 第20期は、期後半より、デジタル家電分野において在庫調整があったことから、半導体電子部品市況が調整局面となったことなどにより、売上高は増加したものの、経常利益は減少いたしました。
5. 第21期（当期）の状況につきましては、前記「(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。なお、第21期（当期）より連結計算書類を作成しているため、第20期以前の「企業集団の営業成績及び財産の状況の推移」は記載しておりません。

2. 会 社 の 概 況 （平成18年 3 月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

半導体製品、ボード製品、ソフトウェア及び一般電子部品の設計、開発並びに仕入販売。

(2) 株 式 の 状 況

- ① 会社が発行する株式の総数 256,000株
② 発行済株式の総数及び資本金
発行済株式の総数 92,000株
資 本 金 2,495,750,000円
③ 株 主 数 3,894名
④ 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
東京エレクトロン株式会社	64,000株	69.56%	—株	—%
東京エレクトロンデバイス社員持株会	2,636	2.86	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,244	1.35	—	—
日本証券金融株式会社	651	0.70	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	513	0.55	—	—
シーエムビーエルエスエーリ・ミューチャルファンド	381	0.41	—	—
居 山 耕 作	322	0.35	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	257	0.27	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505025	220	0.23	—	—
西 中 顕	204	0.22	—	—

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

該当事項はありません。

(4) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数
564名

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	371名	7名減	38.4歳	6.2年
女 性	183名	1名減	31.5歳	5.4年
合計または平均	554名	8名減	36.1歳	6.0年

(注) 従業員数には、休職者7名を含んでおります。

(5) 企業結合の状況

① 親会社との関係

会社名	当社株式 の持株数	当社への 出資比率	関係内容
東京エレクトロン株式会社	64,000 株	69.56 %	商品の仕入、販売

② 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Tokyo Electron Device Hong Kong Ltd.	千香港ドル 3,500	100.00 %	半導体製品等の販売

③ 企業結合の成果

当期の連結売上高は882億9千万円、連結経常利益は26億3千万円、連結当期純利益は15億3千7百万円となりました。なお、連結子法人等は、上記②に記載の1社であります。

(6) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	千円 780,000	株 —	% —
株式会社三井住友銀行	520,000	—	—

(7) 企業集団の主要な事業所

① 当社

本 社	神奈川県横浜市
支 社	北関東支社（埼玉県さいたま市）、大阪支社（大阪府大阪市）
営 業 所	仙台営業所（宮城県仙台市）、水戸営業所（茨城県水戸市）、 立川営業所（東京都立川市）、横浜営業所（神奈川県横浜市）、 松本営業所（長野県松本市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、 福岡営業所（福岡県福岡市）
サテライト	長岡サテライト（新潟県長岡市）、宇都宮サテライト（栃木県宇都宮市）、 三島サテライト（静岡県三島市）、浜松サテライト（静岡県浜松市）、 京都サテライト（京都府京都市）、岡山サテライト（岡山県岡山市）
オ フ ィ ス	東京オフィス（東京都千代田区）、横浜オフィス（神奈川県横浜市）

② 子法人等

Tokyo Electron Device Hong Kong Ltd.	中国
--------------------------------------	----

(8) 役員等の状況

① 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
代表取締役会長	古 垣 圭 一	
代表取締役社長	砂 川 俊 昭	執行役員
取 締 役	小 谷 浩	執行役員
取 締 役	佐 藤 均	執行役員
取 締 役	東 哲 郎	東京エレクトロン株式会社代表取締役会長
取 締 役	佐 藤 潔	東京エレクトロン株式会社代表取締役社長
取 締 役	原 護	東京エレクトロン株式会社取締役
常 勤 監 査 役	矢 崎 一 洋	
常 勤 監 査 役	遠 山 憲 一	
監 査 役	糸 山 武 敏	東京エレクトロン株式会社常勤監査役
監 査 役	原 田 芳 輝	東京エレクトロン株式会社執行役員

報酬委員会委員：佐藤均、東哲郎、原 護

指名委員会委員：小谷浩、佐藤均、東哲郎、原 護

- (注) 1. 取締役のうち東哲郎氏及び佐藤潔氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち矢崎一洋氏、糸山武敏氏及び原田芳輝氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 平成17年6月21日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、遠山憲一氏は取締役を辞任し、木村嘉男氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

4. 平成17年6月21日開催の第20期定時株主総会において、古垣圭一氏が新たに取締役に、遠山憲一氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 平成17年6月21日開催の取締役会において、古垣圭一氏は新たに代表取締役会長に選任され、就任いたしました。また、同日監査役の互選により、遠山憲一氏は常勤監査役に選任され、就任いたしました。

② 執行役員

氏 名	担 当
砂 川 俊 昭	代表取締役社長
小 谷 浩	西日本地区営業担当、横浜営業所担当、営業推進グループ担当、 プロダクトマーケティング担当
佐 藤 均	管理部門担当、ITグループ担当
河 村 清 任	営業事務部担当、ロジスティクスセンター担当、営業事務部長
穴 倉 弘 明	マーケティング担当、技術グループ担当、 コミュニケーションプロダクトグループ担当、 セミコンダクタセールス第2グループ担当
原 俊 英	東日本地区営業担当、北関東支社長
大 崎 正 之	ジェネラルプロダクトグループ担当、 オプティカルコンポーネントプロダクトグループ担当、 ジェネラルプロダクトグループプロダクトマネージャー
徳 重 敦 之	NPセールスグループ担当、 インレピアムマーケティンググループ担当、 PLDソリューションプロダクトグループ担当
八 幡 浩 司	エンベデッドマーケティンググループ担当、 システムプロダクトグループプロダクトマネージャー

- (注) 1. 平成18年3月31日付で、河村清任氏は執行役員を退任いたしました。
2. 平成18年4月1日付で、古垣圭一氏が新たに執行役員に選任されました。

(9) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

平成16年9月16日発行の新株予約権

- 1) 新株予約権の数
150個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 300株
- 3) 新株予約権の発行価額
無償

平成17年9月1日発行の新株予約権

- 1) 新株予約権の数
350個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 350株
- 3) 新株予約権の発行価額
無償

② 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

平成17年9月1日発行の新株予約権

- 1) 発行した新株予約権の数
350個（新株予約権1個につき1株）
- 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 350株
- 3) 新株予約権の発行価額
無償
- 4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額
1株当たり 281,492円
- 5) 新株予約権の行使期間
平成19年8月1日から平成27年5月31日まで
- 6) 新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）
 - イ. 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社、当社関連会社、当社親会社または当社親会社の子会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役または従業員等の地位にあることを要する。
 - ウ. 上記イ.にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができる。
 - エ. 上記イ.にかかわらず、対象者が定年により当社等の取締役、監査役

または従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができる。

- ホ. 上記イ.にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社等の取締役、監査役または従業員等の地位を退任または退職した場合には、当該退任または退職の日より6ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、対象者は新株予約権を行使することができる。
- カ. その他の権利行使の条件等は、当社第20期定時株主総会及び平成17年7月28日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるとおりとする。
- 7) 新株予約権の消却事由及び条件
- ア. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。
- イ. 対象者が取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- 8) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
- 9) 新株予約権の有利な条件の内容
新株予約権を当社の取締役及び従業員（執行役員）に対して無償で発行した。
- 10) 新株予約権の割当を受けた者の氏名及び割当を受けた新株予約権の数等

ア. 当社取締役

氏 名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
古 垣 圭 一	75個	普通株式 75株
砂 川 俊 昭	75個	普通株式 75株
小 谷 浩	35個	普通株式 35株
佐 藤 均	35個	普通株式 35株
合 計	220個	普通株式 220株

イ. 当社従業員

氏 名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 及 び 数
河 村 清 任	26個	普通株式 26株
宍 倉 弘 明	26個	普通株式 26株
原 俊 英	26個	普通株式 26株
大 崎 正 之	26個	普通株式 26株
徳 重 敦 之	26個	普通株式 26株

ウ. 当社従業員に対して割当てた新株予約権の状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 及 び 数	割当てた者の総数
当社従業員	130個	普通株式 130株	5名

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
15,000千円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額
15,000千円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
15,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(11) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	37,088,968	(負 債 の 部)	21,928,424
流 動 資 産	34,749,840	流 動 負 債	15,972,746
現金及び預金	798,658	買 掛 金	12,253,808
受取手形及び売掛金	17,017,502	短 期 借 入 金	1,698,223
た な 卸 資 産	15,816,970	未 払 金	884,410
繰 延 税 金 資 産	282,897	未 払 法 人 税 等	550,619
そ の 他	842,084	賞 与 引 当 金	477,325
貸 倒 引 当 金	△ 8,272	そ の 他	108,358
固 定 資 産	2,339,127	固 定 負 債	5,955,677
有形固定資産	723,203	長 期 借 入 金	3,000,000
建物及び構築物	506,948	退 職 給 付 引 当 金	2,658,781
工 具 器 具 備 品	216,254	役員退職慰労引当金	96,396
無形固定資産	169,901	そ の 他	200,500
そ の 他	169,901	(資 本 の 部)	15,160,544
投資その他の資産	1,446,023	資 本 金	2,495,750
繰 延 税 金 資 産	1,154,660	資 本 剰 余 金	2,054,850
そ の 他	291,692	利 益 剰 余 金	10,605,677
貸 倒 引 当 金	△ 329	為替換算調整勘定	4,266
資 産 合 計	37,088,968	負債、少数株主持分 及び資本合計	37,088,968

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

経常損益の部	営業損益の部	営業収益		88,290,003
		売上高		
		営業費用		
		売上原価	76,773,514	
	営業外損益の部	販売費及び一般管理費	8,416,409	85,189,923
		営業利益		3,100,079
		営業外収益		
		受取利息	1,151	
		受取配当金	5,204	
		雑収入	40,441	46,797
特別損益の部	営業外損益の部	営業外費用		
		支払利息	100,995	
		債権譲渡損	116,798	
		為替差損	292,091	
	特別損益の部	雑損	6,442	516,327
		経常利益		2,630,550
		特別利益		
		固定資産売却益	330	
		貸倒引当金戻入益	4,153	4,483
		特別損失		
税金等調整前当期純利益	特別損益の部	固定資産除却損	2,390	2,390
		税金等調整前当期純利益		2,632,643
	法人税、住民税及び事業税法 法人税等調整額		1,131,636	
			△ 36,277	1,095,358
		当期純利益		1,537,284
	特別損益の部			

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子法人等の数 1社
連結子法人等の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.
TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.の重要性が増加したため、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。
- (2) 非連結子法人等の名称
TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.
TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD.
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子法人等は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
3. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した非連結子法人等又は関連会社数
なし
- (2) 持分法を適用していない非連結子法人等の名称
TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.
TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD.
(持分法を適用していない理由)
持分法を適用していない非連結子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
4. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
連結子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。
5. 重要な会計方針
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ①デリバティブ
時価法によっております。
- ②たな卸資産
先入先出法による原価法を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
当社は定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。連結子法人等は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | | |
|---|-----------|-------|
| 建 | 物 | 2～45年 |
| 工 | 具 器 具 備 品 | 2～15年 |
- ②無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年以内）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
当社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。連結子法人等は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③退職給付引当金
当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④役員退職慰労引当金
当社は役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末退職金要支給額を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：デリバティブ取引（先物為替予約）
ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ヘッジ方針
為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理の方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
7. 連結貸借対照表注記
有形固定資産の減価償却累計額 673,671千円
8. 連結損益計算書注記
- | | |
|---------------------------------|-------------|
| 1株当たり当期純利益 | 16,525円92銭 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 連結損益計算書上の当期純利益 | 1,537,284千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 16,900千円 |
| (うち利益処分による役員賞与金) | (16,900千円) |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,520,384千円 |
| 期中平均株式数 | 92,000株 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 杉 浦 文 彦 ㊞

公認会計士 石 井 和 人 ㊞

公認会計士 鈴 木 智 喜 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちは、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い東京エレクトロン デバイス株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 公認会計士 杉浦文彦氏、公認会計士 石井和人氏及び公認会計士 鈴木智喜氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月10日

東京エレクトロン デバイス株式会社 監査役会

常勤監査役 矢 崎 一 洋 ㊟

常勤監査役 遠 山 憲 一 ㊟

監 査 役 糸 山 武 敏 ㊟

監 査 役 原 田 芳 輝 ㊟

（注） 監査役矢崎一洋、監査役糸山武敏及び監査役原田芳輝は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	36,477,256	(負 債 の 部)	21,293,408
流 動 資 産	34,102,659	流 動 負 債	15,337,730
現金及び預金	650,816	買 掛 金	12,032,813
受 取 手 形	561,894	短 期 借 入 金	1,300,000
売 掛 金	16,391,444	未 払 金	872,807
商 品	15,389,219	未 払 法 人 税 等	550,619
前 払 費 用	45,654	前 受 金	29,758
未 収 金	754,507	預 り 金	50,481
繰 延 税 金 資 産	279,854	賞 与 引 当 金	475,199
その他の流動資産	37,779	その他の流動負債	26,049
貸 倒 引 当 金	△ 8,512	固 定 負 債	5,955,677
固 定 資 産	2,374,597	長 期 借 入 金	3,000,000
有形固定資産	722,877	退 職 給 付 引 当 金	2,658,781
建 物	493,404	役員退職慰労引当金	96,396
構 築 物	13,543	預 り 保 証 金	200,500
工 具 器 具 備 品	215,929		
無形固定資産	165,232	(資 本 の 部)	15,183,848
ソフトウエア	159,348	資 本 金	2,495,750
電 話 加 入 権	5,884	資 本 剰 余 金	2,054,850
投資その他の資産	1,486,487	資 本 準 備 金	2,054,850
関係会社株式	46,480	利 益 剰 余 金	10,633,248
関係会社出資金	23,845	利 益 準 備 金	200,000
更生債権等	329	任 意 積 立 金	8,500,000
長期差入保証金	197,329	別 途 積 立 金	8,500,000
長期前払費用	6,827	当 期 未 処 分 利 益	1,933,248
繰 延 税 金 資 産	1,154,660		
その他の投資	57,344		
貸 倒 引 当 金	△ 329		
資 産 合 計	36,477,256	負 債 ・ 資 本 合 計	36,477,256

損 益 計 算 書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営 業 収 益			
		売 上 高		87,456,519	
		営 業 費 用			
		売 上 原 価	76,069,439		
	損 益 の 部	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,299,071	84,368,510	
		営 業 利 益		3,088,009	
		営業外 損益の 部	営 業 外 収 益		
			受 取 利 息	884	
			受 取 配 当 金	5,204	
			雑 収 入	40,441	46,529
			営 業 外 費 用		
			支 払 利 息	90,550	
			債 権 譲 渡 損	116,798	
			為 替 差 損	282,830	
		雑 損	6,442	496,621	
		経 常 利 益			2,637,917
特別 損益の 部	特 別 利 益	固 定 資 産 売 却 益	330		
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,913	4,243	
		特 別 損 失			
		固 定 資 産 除 却 損	2,390	2,390	
税 引 前 当 期 純 利 益			2,639,770		
法人税、住民税及び事業税		1,131,394			
法人税等調整額		△ 33,234	1,098,159		
当 期 純 利 益			1,541,611		
前 期 繰 越 利 益			667,636		
中 間 配 当 額			276,000		
当 期 未 処 分 利 益			1,933,248		

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券
子会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ②デリバティブ
時価法によっております。
- ③たな卸資産
先入先出法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | | |
|---|-----------|-------|
| 建 | 物 | 2～45年 |
| 工 | 具 器 具 備 品 | 2～15年 |
- ②無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年以内）に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- ④役員退職慰労引当金
役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末退職金要支給額を計上しており、これは商法施行規則第43条に該当する引当金であります。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：デリバティブ取引（先物為替予約）

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計処理の変更

当期より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表注記

(1) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	577,180千円
短期金銭債務	31,630千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 673,600千円

(3) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、パソコン等についてはリース契約により使用しております。

(4) 保証債務

子会社の仕入債務、借入債務及びリース債務に対する保証	669,124千円
----------------------------	-----------

4. 損益計算書注記

(1) 関係会社との取引高	売上高	2,299,048千円
	仕入高	145,304千円
	販売費及び一般管理費	56,231千円

(2) 1株当たり当期純利益 16,572円95銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,541,611千円
普通株主に帰属しない金額	16,900千円
(うち利益処分による役員賞与金)	(16,900千円)
普通株式に係る当期純利益	1,524,711千円
期中平均株式数	92,000株

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘 要	金 額	
I 当 期 未 処 分 利 益		1,933,248,211
II 利 益 処 分 額		
(1) 株 主 配 当 金 (1 株 に つ き 3,000 円)	276,000,000	
(2) 取 締 役 賞 与 金	16,900,000	
(3) 任 意 積 立 金 別 途 積 立 金	1,000,000,000	1,292,900,000
III 次 期 繰 越 利 益		640,348,211

(注) 平成17年12月6日に276,000,000円(1株につき3,000円)の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 杉 浦 文 彦 ㊞

公認会計士 石 井 和 人 ㊞

公認会計士 鈴 木 智 喜 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 公認会計士 杉浦文彦氏、公認会計士 石井和人氏及び公認会計士 鈴木智喜氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月10日

東京エレクトロン デバイス株式会社 監査役会

常勤監査役 矢 崎 一 洋 ㊟

常勤監査役 遠 山 憲 一 ㊟

監 査 役 糸 山 武 敏 ㊟

監 査 役 原 田 芳 輝 ㊟

(注) 監査役矢崎一洋、監査役糸山武敏及び監査役原田芳輝は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第21期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類24頁に記載のとおりであります。

当社の配当政策は、株主重視を経営の最重要事項の一つと位置づけ、業績連動型・収益対応型配当の継続的実施を基本方針としております。

この方針のもと、当期末の株主の皆様への配当金につきましては、当期の業績等を勘案し、1株につき3,000円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当を加えました通期の配当金は、1株につき6,000円となります。

また、取締役賞与金につきましては、株主利益との連動性を考慮した業績連動型を基本としており、当期の業績等を総合的に勘案し、取締役4名に対し総額1,690万円を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上及び公告費用の節減を図るために公告方法を電子公告に変更するものであります。(変更案第5条)
- (2) 株主総会の招集権者及び議長並びに取締役会の招集権者及び議長をあらかじめ取締役会の定めた取締役がその任に当ることができるよう変更するものであります。(変更案第11条・同第12条・同第20条)
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営責任の明確化を図るために取締役の任期を1年に短縮するものであります。(変更案第18条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう変更案第22条(取締役会の決議方法)第2項を新設するものであります。
 - ② 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、また、適任者の招聘に資するよう変更案第24条(社外取締

役との責任限定契約)及び同第32条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、同第24条につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- ③ 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう変更案第34条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- ④ その他、会社法が施行されたことに伴う規定の整備、条文加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号)	(商号)
第 1 条 <条文省略>	第 1 条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第 2 条 <条文省略>	第 2 条 <現行どおり>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 <条文省略>	第 3 条 <現行どおり>
<新 設>	(機関) 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社が発行する株式の総数は、256,000株とする。 <新 設> (自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。 (名義書換代理人) 第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当会社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、株券の再発行、株券喪失登録の手続、届出の受理、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、256,000株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <削 除> <削 除> (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第9条 <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、端株の買取、株券交付、株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する取扱いならびに</u>手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3章 株主総会 <新 設> (株主総会の招集) 第10条 <条文省略> ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。 ③ <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。 (株主総会の議長) 第11条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当る。 ② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。 (決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除いて、<u>出席株主の議決権の過半数による。</u>	(株式取扱規程) 第9条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第10条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u> (株主総会の招集) 第11条 <現行どおり> ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集する。 ③ <u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。 (株主総会の議長) 第12条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれに当る。 ② <u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。 (決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上による。</u> (議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 ② <条文省略> (議事録) 第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第15条 <条文省略> (取締役の選任) 第16条 <条文省略> ② 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> ③ <条文省略> (取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 ② <現行どおり> (議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第16条 <現行どおり> (取締役の選任) 第17条 <現行どおり> ② 取締役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ <現行どおり> (取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <削 除>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選任</u>する。 ② <条文省略> (取締役会の招集権者および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。 (取締役会の招集通知) 第20条 <条文省略> ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意により、招集の手続を経ないで<u>開く</u>ことができる。 (取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 <新 設> (報酬および退職慰労金) 第22条 取締役の報酬および<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。	(代表取締役および役付取締役) 第19条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選定</u>する。 ② <現行どおり> (取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。 (取締役会の招集通知) 第21条 <現行どおり> ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意により、招集の手続を経ないで<u>開催する</u>ことができる。 (取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ② 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
<新 設> 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第23条 <条文省略> (監査役の選任) 第24条 <条文省略> ② 監査役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>する</u>。 (監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。 (常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める</u>。 (監査役会の招集) 第27条 <条文省略> ② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで<u>開く</u>ことができる。	(社外取締役との責任限定契約) 第24条 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる</u>。 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第25条 <現行どおり> (監査役の選任) 第26条 <現行どおり> ② 監査役の選任は、議決権を行使<u>することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。 (監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。 (常勤監査役) 第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する</u>。 (監査役会の招集通知) 第29条 <現行どおり> ② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで<u>開催する</u>ことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議の方法) 第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。 (報酬および退職慰労金) 第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 <新 設> 第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算期は毎年3月31日とする。 <新 設> (利益配当金) 第31条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。 <新 設> <新 設>	(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役の報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外監査役との責任限定契約) 第32条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 6 章 計 算 (事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。 (剰余金の配当の基準日) 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当) 第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第33条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。	<削 除> (配当の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

第3号議案 会社分割契約書承認の件

東京エレクトロン株式会社のコンピュータ・ネットワーク事業（以下「CN事業」という。）を吸収分割により、承継することといたしたくご承認をお願いするものであります。

1. 吸収分割を行う理由

当社は、半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品等、国内外のエレクトロニクス商品を、主として大手エレクトロニクスメーカーに販売しております。

一方、CN事業は、コンピュータ・ネットワーク機器、セキュリティ関連機器、ストレージ関連機器等を国内販売しております。

このような状況におきまして、当社事業とCN事業は、共通した顧客を有し、ともに海外の仕入先を中心とした最先端商品を取扱う商社ビジネスを展開していることから、吸収分割によってCN事業を承継することにより、当社は商社ビジネス上のシナジー効果、ビジネス規模拡大を通じて更なる業績向上を図り、企業価値の増大を目指していきたいと存じます。

2. 吸収分割契約の内容の概要

会社分割契約書

東京エレクトロン株式会社（以下「甲」という）及び東京エレクトロンデバイス株式会社（以下「乙」という）は、甲の営むコンピュータ・ネットワーク事業の吸収分割に関し、次のとおり契約を締結する。

（分割の方法）

第1条 甲及び乙は、甲のコンピュータ・ネットワーク事業部の事業のうち、ソリューション営業統括グループエアロ部品ビジネスを除いた全ての事業に関して有する権利義務を、本件分割後、乙に承継させるものとする（以下「承継事業」という）。

（吸収分割の効力発生日）

第2条 本件吸収分割の効力発生日は、平成18年10月1日とする。但し、分割手続の進行に応じ、必要あるときは、甲乙の合意により、これを変更することができる。効力発生日を変更する場合には、会社法第790条に従うものとする。

（吸収分割に際して乙が甲に対して交付する株式数）

第3条 乙は甲に対し、本件吸収分割に際して、乙が新たに発行する普通株式14,000株を交付する。

(乙の資本金及び準備金)

第4条 本件吸収分割に際して増加すべき乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 資本金 | 資本金の額は増加しない。 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第64条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額とする。 |
| (3) 利益準備金 | 利益準備金の額は増加しない。 |

(承継する権利義務等)

第5条 乙は、効力発生日において、別紙に記載する甲の資産（知的財産権を含む）、債務、契約上の地位、甲の従業員との間の雇用契約その他一切の権利義務を承継する。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が甲の従業員に付与した新株予約権付与契約に係る権利義務については承継しない。
- 3 第1項規定の甲から乙へ承継される債務は、甲が併存的債務引受をするものとする。但し、本項に基づく甲の債務並びに会社法第759条第2項及び第3項の規定により甲及び乙の連帯債務となった債務については、乙の最終的な負担とする。

(登記、登録等)

第6条 前条の規定により承継される資産に関する登記、登録、通知等の手続に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

(善管注意義務)

第7条 甲は、本契約締結後本件吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって承継事業の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議の上、これを行う。

- 2 乙は、本契約締結後本件吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自己の事業の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲と協議の上、これを行う。

(分割承認総会)

第8条 乙は、平成18年6月21日に開催される定時株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。但し、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- 2 甲は会社法第784条第3項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本件吸収分割を行う。

(競業禁止義務の免除)

第9条 甲は乙に対し、承継事業に関し、競業禁止義務を負わない。

(契約条件の変更及び解除)

第10条 本契約締結後本件分割の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲の承継事業又は乙の事業に重大な変動が生じた場合、その他本件吸収分割が不相当と見られる特段の事由が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第8条第1項に定めるこの株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月23日

甲 東京都港区赤坂五丁目3番6号
東京エレクトロン株式会社
取締役社長 佐藤 潔

乙 神奈川県横浜市都筑区東方町1番地
東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役社長 砂川 俊昭

<別紙>

承継する権利義務

乙は、本件吸収分割の効力発生日において承継事業に属する次に記載する資産、債務、契約上の地位、雇用契約その他一切の権利義務を甲から承継するものとする。但し、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成18年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件吸収分割効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

承継事業に属する受取手形、売掛金、棚卸資産、未収金、前渡金、前払費用、繰延税金資産、立替金、仮払金等の流動資産の一切。但し、現金及び預金は除く。

(2) 有形固定資産

承継事業に属する建物、機械装置、工具器具備品等の有形固定資産の一切。

(3) 無形固定資産

承継事業に属するソフトウェアその他の知的財産権、施設利用権等の無形固定資産の一切。但し、承継事業のみならず、承継事業以外の事業にも属するものは除く。

(4) 投資その他の資産

承継事業に属する長期差入保証金、長期前払費用、繰延税金資産等の投資その他の資産の一切。

2. 負債

(1) 流動負債

承継事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、前受金、繰延税金負債等の流動負債の一切。但し、賞与引当金は除く。

(2) 固定負債

承継事業に属する退職給付引当金、繰延税金負債等の固定負債の一切。

3. 契約上の地位（但し、雇用契約を除く）

甲が締結した承継事業に属する代理店販売契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、機密保持契約、リース契約、レンタル契約、コンサルティング契約、保守サービス契約、技術提携契約、労働者派遣契約並びにその他の契約上の地位及び権利義務の一切。但し、承継事業のみならず、承継事業以外の事業にも属するものは除く。

4. 雇用契約

乙は、コンピュータ・ネットワーク事業部のうち、ソリューション営業統括グループエアロ部品ビジネスを除いた事業に従事する従業員の雇用契約（勤続年数を含む）及びこれに付随する一切の権利義務（本契約第5条第2項を除く）を承継する。

以 上

3. 会社法施行規則第192条第1号の会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する説明
概要は次のとおりであります。

吸収分割に際して交付する株式の数並びに
承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

1. 東京エレクトロン株式会社（以下、「分割会社」という。）及び東京エレクトロンデバイス株式会社（以下、「承継会社」という。）は、平成18年5月23日に締結した分割契約に基づき、平成18年10月1日を分割の効力発生日とする会社分割に際して交付する株式の数に関する事項について、以下のとおり決定しました。

(1) 交付する株式の数

承継会社は、本分割に際して普通株式14,000株を新たに発行し、そのすべてを分割会社に割当交付いたします。

(2) 割当株式数の算定根拠

分割会社及び承継会社は、本分割により発行される承継会社の株式数（割当比率）に関し、公正性・妥当性を確保する見地から、分割会社は第三者機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）に、承継会社は第三者機関である中央青山PwC トランザクション・サービス株式会社（以下「中央青山PwC」という。）に、それぞれ交渉及び協議において参考とすべき対象事業の価値及び承継会社の株主資本価値の評価を依頼しました。

野村證券及び中央青山PwCは、この依頼を受け、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF（ディスカウントキャッシュフロー）法を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して割当株式数（割当比率）の算定を行いました。

分割会社及び承継会社は算定結果を参考に検討し、慎重に協議を行い、割当株式数を決定いたしました。

2. 本分割において増加する資本金及び準備金の額は、機動的な資本政策の実現の観点から、以下のとおり決定いたしました。

- (1) 資本金：資本金の額は増加しない。
(2) 資本準備金：会社計算規則第64条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額とする。
(3) 利益準備金：利益準備金の額は増加しない。

以 上

4. 会社法施行規則第192条第4号イの最終事業年度に係る計算書類等の内容の概要
東京エレクトロン株式会社の貸借対照表及び損益計算書の内容は次のとおりであります。

貸 借 対 照 表（東京エレクトロン株式会社）

（平成18年3月31日現在）（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）	543,082	（負 債 の 部）	257,725
流 動 資 産	450,711	流 動 負 債	204,250
現 金 及 び 預 金	126,436	買 掛 金	93,817
受 取 手 形	689	一年以内償還予定社債	24,500
売 掛 金	143,683	未 払 金	19,565
商 品	74,370	未 払 法 人 税 等	18,032
貯 蔵 品	86	未 払 費 用	311
未 収 金	22,322	前 受 金	24,661
前 払 費 用	2,386	預 り 金	7,652
前 渡 金	470	賞 与 引 当 金	1,983
短 期 貸 付 金	67,191	製 品 保 証 引 当 金	12,015
繰 延 税 金 資 産	9,390	新 株 引 受 権	1,013
その他の流動資産	3,751	その他の流動負債	696
貸 倒 引 当 金	△ 69		
固 定 資 産	92,371	固 定 負 債	53,475
有 形 固 定 資 産	28,800	社 債	35,500
建 物	8,935	退 職 給 付 引 当 金	10,772
構 築 物	162	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	457
機 械 装 置	2,848	子 会 社 投 資 等 損 失 引 当 金	6,303
車 両 運 搬 具	15	預 り 保 証 金	0
工 具 器 具 及 び 備 品	2,221	その他の固定負債	440
土 地	14,496		
建 設 仮 勘 定	121	（資 本 の 部）	285,357
無 形 固 定 資 産	6,717	資 本 金	54,961
特 許 権	3,134	資 本 剰 余 金	78,078
ソ フ ト ウ ェ ア	3,079	資 本 準 備 金	78,023
その他の無形固定資産	503	そ の 他 資 本 剰 余 金	55
投資その他の資産	56,853	自 己 株 式 処 分 差 益	55
投 資 有 価 証 券	11,449	利 益 剰 余 金	163,237
子 会 社 株 式	38,973	利 益 準 備 金	5,660
長 期 貸 付 金	224	任 意 積 立 金	125,962
長 期 前 払 費 用	559	特 別 償 却 準 備 金	1,462
長 期 差 入 保 証 金	1,981	別 途 積 立 金	124,500
繰 延 税 金 資 産	2,439	当 期 未 処 分 利 益	31,614
そ の 他 の 投 資	1,591	株 式 等 評 価 差 額 金	4,197
貸 倒 引 当 金	△ 365	自 己 株 式	△ 15,116
資 産 合 計	543,082	負 債 及 び 資 本 合 計	543,082

損 益 計 算 書（東京エレクトロン株式会社）

（平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで）（単位：百万円）

科 目			金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益の部	営 業 収 益		
		売 上 高		572,019
		営 業 費 用		
		売 上 原 価	488,641	
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	45,516	534,158
		営 業 利 益		37,861
	営業外 損益の部	営 業 外 収 益		
		受 取 利 息	804	
		受 取 配 当 金	5,862	
		固 定 資 産 賃 貸 料	1,596	
		雑 収 入	1,121	9,384
		営 業 外 費 用		
		支 払 利 息	27	
		社 債 利 息	567	
固 定 資 産 賃 貸 費 用		896		
為 替 差 損		839		
	雑 支 出	78	2,409	
	経 常 利 益		44,836	
特 別 損 益 の 部	特別 損益の部	特 別 利 益		
		前 期 損 益 修 正 益	855	
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1	
		子会社投資等損失引当金戻入益	773	
		固 定 資 産 売 却 益	81	
		子 会 社 株 式 売 却 益	94	1,806
		特 別 損 失		
		貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16	
		固 定 資 産 売 却 ・ 除 却 損	156	
		減 損 損 失	418	
		投 資 有 価 証 券 評 価 損	497	
		過 年 度 契 約 変 更 損	286	
		事 業 再 編 損 失	214	
		そ の 他 の 特 別 損 失	12	1,602
税 引 前 当 期 純 利 益				45,040
法人税、住民税及び事業税			15,158	
法 人 税 等 調 整 額			624	15,783
当 期 純 利 益				29,256
前 期 繰 越 利 益				6,811
中 間 配 当 額				4,453
当 期 未 処 分 利 益				31,614

第4号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、
取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式数
1	古 垣 圭 一 (昭和22年8月31日生)	昭和46年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年12月 同社取締役 平成8年6月 東京エレクトロンFE株式会社 専務取締役 平成12年4月 同社取締役社長 平成15年4月 Tokyo Electron Korea Ltd. 取締役社長 平成17年4月 当社理事 平成17年6月 当社取締役会長 (現在に至る) 平成17年6月 東京エレクトロン株式会社 取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 代表取締役会長	5株
2	砂 川 俊 昭 (昭和26年6月28日生)	昭和49年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年10月 同社ボードテストシステム部長 平成6年4月 同社モトローラ営業部長 平成7年7月 同社半導体部品第一営業部長 平成9年10月 当社取締役社長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 代表取締役社長	46株
3	佐 藤 均 (昭和28年10月29日生)	昭和55年6月 東京エレクトロン株式会社入社 平成12年1月 当社総務部長、人事部長 平成14年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 執行役員 管理部門担当	50株
4	東 哲 郎 (昭和24年8月28日生)	昭和52年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年12月 同社取締役 平成6年4月 同社常務取締役 平成8年6月 同社取締役社長 平成8年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成15年6月 東京エレクトロン株式会社 取締役会長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 (他の法人等の代表状況) 東京エレクトロン株式会社取締役会長 社団法人日本半導体製造装置協会会長	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式数
5	佐 藤 潔 (昭和31年4月2日生)	昭和54年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成15年4月 同社社長付執行役員 平成15年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成15年6月 東京エレクトロン株式会社 取締役社長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 (他の法人等の代表状況) 東京エレクトロン株式会社取締役社長	—
6	原 護 (昭和21年8月14日生)	昭和45年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成元年12月 同社取締役 平成13年6月 当社取締役 平成13年7月 当社取締役会長 平成14年4月 当社取締役退任 平成14年6月 東京エレクトロン株式会社 取締役 (現在に至る) 平成15年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役	—
7	常 松 政 養 (昭和18年10月5日生)	昭和42年4月 株式会社日立製作所入社 平成8年6月 日立東部セミコンダクタ株式 会社津軽工場長 平成13年6月 日立北海セミコンダクタ株式 会社千歳工場長 平成14年10月 Hitachi Semiconductor (Europe) GmbH (現 Renesas Semiconductor Europe (Landshut) GmbH) 取締役社長 平成18年3月 同社取締役社長退任	—

- (注) 1. 取締役候補者 砂川俊昭氏は、Tokyo Electron Device (Shanghai) Ltd. 取締役
会長を兼務しており、当社は同社に対し設計、開発業務を委託しております。
2. 取締役候補者 東哲郎氏は、東京エレクトロン株式会社取締役会長を、取締役
候補者 佐藤潔氏は、東京エレクトロン株式会社取締役社長を兼務しており、
当社は同社と営業取引を行っております。
3. 取締役候補者 東哲郎氏は、Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc. 取締役会長
を兼務しており、当社は同社に対しマーケティング業務を委託しております。
4. 常松政養氏は、社外取締役候補者であります。

第5号議案 会計監査人1名選任の件

当社の会計監査人であります公認会計士 杉浦文彦氏は本総会の終結の時をもって辞任されますので、その後任として新たに会計監査人1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	事務所の所在場所	略歴
蓮見知孝 (昭和34年1月30日生)	東京都港区虎ノ門一丁目 18番1号 公認会計士 桜友共同事務所	平成4年3月 公認会計士登録 平成17年5月 公認会計士 桜友 共同事務所構成員 (現在に至る)

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます小谷浩氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

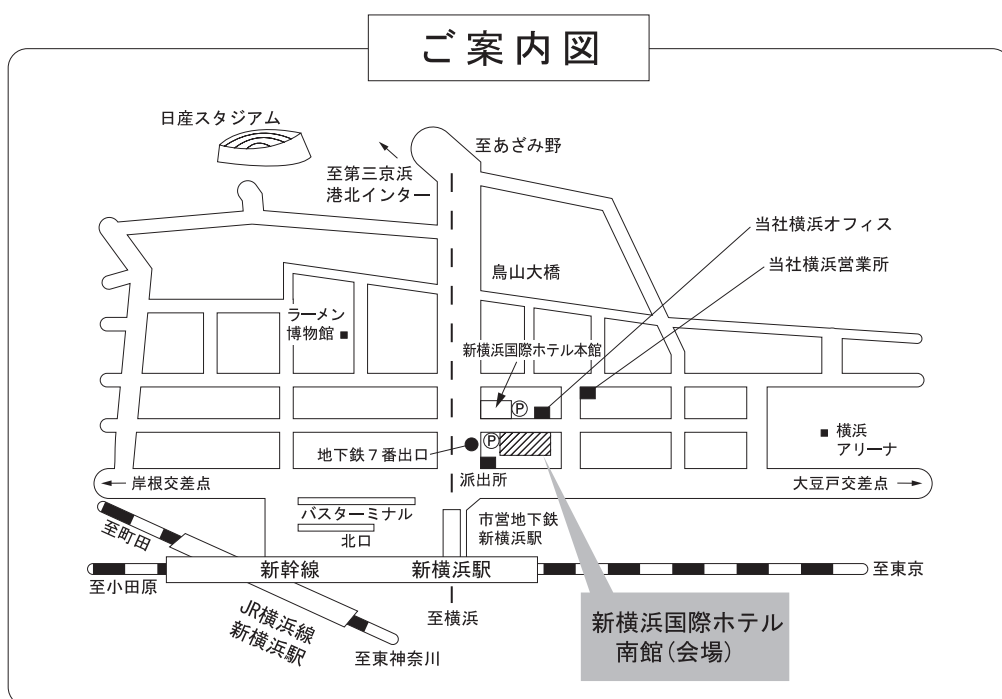
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
小谷浩	平成14年6月 当社取締役 (現在に至る)

以 上

会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル 南館2階 「チャーチル」
電話 (045) 473-1311 (代表)



交通 JR新横浜駅北口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄新横浜駅7番出口 徒歩約3分